

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	岡田小	栄町	19	○「今後の行政運営」に関する牛久市の見解について 『市民の高齢化が進むなか、行政区内では「広報紙配布等の班長業務がままならない」等の理由で、行政区を退会する方が増加傾向にある。またそれとあわせて、若い世帯の行政区離れも進んでおり、このままでは近い将来、行政区運営が成り立たないことにもなりかねないと危惧している。行政区でも様々な工夫を行ってはいるが、一行政区単位で解決できるものではないと考える。この様な状況が進むなか、牛久市として今後の行政区運営に対してどのようなお考えがあるのかお聞きしたい』 これは、昨年と同じ内容をお聞きしているが、1年が経過した中で市として検討していただいたところもあると思われ、具体的なご意見をお聞きしたい	市では、行政区の役割を重要なものとして捉えており、行政区活動など地域コミュニティの促進が、活力あるまちづくりには欠かせないものであると認識しております。しかしながら、行政区加入者が減少傾向にあり、大きな課題であると考えております。 そのような中、行政区加入を促すためには、広報紙等でのPR、転入者情報の区長への伝達、不動産業者等へのはたらきかけ等、地道な努力を継続していかねばならないと考えております。 なお、令和5年度は新たな取組として、行政区の様々な問題解決のため、笠間市の行政区担当課・区長会役員との情報交換会を実施しました。笠間市における行政区加入のための取組みなどを参考に、区長会等で話し合っていたことで、加入促進に繋げていければと考えております。	区長会意見交換会等での情報交換等を行い、行政区における先進事例等の情報収集や区長同士の意見交換を目的に、8月20日、区長会主催での意見交換会を開催しました。 また、市としての対応については、昨年度の区長会研修で笠間市区長会との情報交換会を実施し、研修会の中で笠間市から『行政区加入促進チラシ』の説明がありましたので、そのチラシを参考に牛久市版のカラーチラシを作成・配布し行政区活動の重要性について発信しており、11月からは各区長にも配布し活用頂いています。 一方で、行政区役員の負担軽減を目的として、市ホームページ上に電子回覧板を開設するとともに、回覧文書自体の縮減も行っております。	市民部	市民活動課
1	岡田小	東下根	34	○防犯環境対策 隣接する竹林等が未手入れ状態で、道路側に枝葉が覆い被さっている。その結果道路が狭隘となり、車が歩行者とすれちがう場合は恐怖さえ感じます。また日中においても日差しが悪く、一人歩きは特に不安があります。また子供や女性はこの道路を通るのが怖いという意見があります。	過去に数回、土地の所有者へ通知文を送付しておりますが所有者の協力が得られていない状況です。今回も現地を確認したところ、垂れ下がった枝が交通の支障になっているうえに見通しが悪く危険な状態であると認識しております。今後、交通の支障となっている枝は緊急性があるため、職員にて剪定を実施する予定であります。その他の枝については、引き続き、粘り強く所有者に依頼してまいります。	緊急性のある枝葉につきましては、5月頃対応させていただきました。引き続き所有者への通知を行ってまいります。	建設部	道路整備課
2	岡田小	東下根	34	○低所居住区の雨水対策 降雨が多いと周囲から雨水が流入、池の様になり物置や住居に雨水が流入してしまいます。最近の降雨による流入被害は頻繁であります。40年くらい前は消防団に水汲みをして頂いた事もあります。最近では給水ポンプを購入し自らが対応してきましたが高齢なこともあり限度があります。行政側で低所における雨水対策を早急に実施して頂けないでしょうか。	現地で説明させていただいたとおり、降雨時に道路排水との関係を確認させていただき、可能な範囲での道路排水の対策を検討してまいります。	雨天時の現地確認や道路の測量をさせていただきましたが、道路に勾配もあり、現時点において根本的な対策が見いだせない状況です。大雨時に再度の確認を行い効果的な対策案を検討してまいります。	建設部	道路整備課
1	岡田小	東岡見	35	1. 公共交通機関の平等化 現在東岡見地区には関東バスは全く機能していない状況であり、かっぱバスも来ていない。よって買い物も通院も自家用車使用以外の術がなく、その運転は高齢化している住民にとって危険であり、免許返納者は全く動けない。改めてかっぱバスの運行ルートの再考をお願いしたい。 このままでは転入者も途絶え、区として成り立たなくなりそうです。	東岡見における、路線バスのダイヤ改正による土日便の廃止や平日便の減便、また、今般の働き方改革による運転手不足が追い打ちをかけ、かっぱ号の新規ルートの導入は難しいところであり、うしタクにつきましても、同様に台数を増やすことは困難な状況にあります。 このような状況ではありますが、本市では、つくば市、土浦市、下妻市と連携し、第1種免許の運転手を含めた運転手の確保対策、また、普通免許運転手による自家用有償旅客運送実証実験を進めるとともに、運転手や車両数などが限られた中で、市内全体の交通を見直し、より効率的な配置や便数について、少しでも改善することができるよう、交通事業者とともに、引き続き検討してまいります。	現時点においても、運転手不足の状況は改善されておらず、引き続き運行事業者との協議を密としながら、市内全体の交通見直しを検討してまいります。 また、このような状況ではありますが、運転手不足をはじめとする交通課題を解決するため、本市では、つくば市、土浦市、下妻市と連携し、1月27日より市街化調整区域に自宅又は実家がある方を対象とした地域連携公共ライドシェア(牛久エリア)の運行を開始いたしました。本サービスは、東岡見にお住いの皆様におかれましてはご利用いただけますので、東岡見の皆様を含む利用者への周知・利用の啓発活動を進めてまいります。	経営企画部	政策企画課
2	岡田小	東岡見	35	2. 市転入者に対する行政区加入へのアプローチ 本年1月に区長会研修における笠間市の行政区参加へのアプローチについて牛久市としては参考にされての動きはないのでしょうか。 また、入区パンフレットは、なぜか今時白黒のコピーですが、せめてカラーになりませんか。	昨年度区長会では、笠間市役所にて笠間市区長会との情報交換を目的とした研修を実施いたしました。その時実施した意見交換会で頂いた資料のなかに『行政区に加入しましょう』というパンフレットがカラーで作成してありました。 牛久市では市民活動課職員が「あなた自身の生活をまもるために、行政区・自治会があります」と題したパンフレットを作成し配布しておりますが、現状は白黒印刷となっております。 カラー印刷の資料は、白黒の資料に比べ格段に見やすく、目を引くことから、今後は、作成コスト等を考慮しつつ、パンフレットのカラー化を検討してまいります。	昨年度の区長会研修で笠間市区長会との情報交換会を実施し、研修会の中で笠間市から『行政区加入促進チラシ』の説明がありましたので、そのチラシを参考に牛久市版のカラーチラシを作成・配布し行政区活動の重要性について発信しており、11月からは各区長にも配布し活用頂いております。	市民部	市民活動課
3	岡田小	東岡見	35	3. 区長書類の電子化 区長ワーク用のファイルは一部電子ファイルで頂いていますが、すべてを電子ファイルで頂けると助かります。	昨年度の区長会役員会で協議した結果、日中の区長業務対応が難しい区長がいることを考慮し、簡易的な文書等につきましては電子メールを活用していくこととなりました。 また、現在、毎月広報紙と一緒にお届けしている区長宛文書をメールにて通知を希望する区長に対しては、現在も個人情報が含まれる書類や容量が多い文書を除いては原則メールでお送りしております。 今後もメールでの送信を希望する区長には、区長業務軽減のため送信可能なものについては、メールにてお送りしてまいります。	電子データにつきましては、全行政区が対象となる文書のみ対応しておりましたが、特定の行政区を対象としている文書についてもメールでの送信を希望するか、各区長に希望を聴取しました。(各課へのメールアドレス提供の同意を含む) 8月からは、メールを希望する区長には、特定の行政区のみ対象のものでもメールで送付するよう各課へ依頼し、回答等が必要な様式については、PDFでなくワードやエクセルで送付する運用を開始しております。	市民部	市民活動課
4	岡田小	東岡見	35	4. 確認です。 タウンミーティングの意見書は同じことを出さない原則ですが、数年前の意見等の議事録はどこで確認できますか。また、過去の問題点の進捗はどのように報告をされるのでしょうか。	議事録につきましては、当市公式ホームページにおいて、平成30年度から令和5年度まで公開しております。 意見等の継続案件につきましては、タウンミーティング終了後は回答書作成課が担当課として引き続き対応すると共に、案件の進展時には、その都度ご提案いただいた行政区へご報告させていただきます。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりです。	市長公室	広報広聴課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	岡田小	上柏田	37	商工会館交差点・セブンイレブン交差点に右折信号を設置	信号機の設置や変更は、茨城県警察(牛久警察署)が行っており、警察庁が定める「信号機設置の指針」等に基づき設置すべき場所であるかどうかを判断することです。 行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望を提出いたします。	信号機の設置や変更につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。	市民部	地域安全課
2	岡田小	上柏田	37	柏田台2号公園、柏田台3号公園にある高木の剪定を定期的に行ってください。	柏田第2街区公園、柏田第3街区公園については、各々の公園において、毎年一回、総数の半分程度の高木の剪定を行い、その翌年にも総数の半分程度の高木の剪定を行っており、おおよそ2年で1サイクルとなるよう、その都度樹木の成長具合を判断して、高木の剪定を繰り返し行っています。	高木の剪定を実施いたしました。来年度以降も継続して実施していく予定です。	建設部	都市計画課
3	岡田小	上柏田	37	柏田台2号公園に水道の散水口を2か所追加設置する。(現在トイレ前1か所のみである)	水道の散水口は、市内すべての公園に設置されているわけではなく、散水口のない公園も数多くございます。柏田第2街区公園につきましては、ご意見にもあるトイレ前の立水栓と南西側出入口付近の植栽の中に1か所ございますので、散水口を更に追加設置する予定はございません。なお南西側出入口付近の散水口の場所が植栽等でわかりにくくなってしまったため、植栽の刈込を行いました。 花壇等への水やりの際には、ホースを用いるなどして対応していただければと存じます。(公園里親補助金交付行政区)	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とお同いです。	建設部	都市計画課
4	岡田小	上柏田	37	柏田第2号公園の屋根付休息所足元が不安定なため、整地して平坦にしてください。	市内には145か所の公園があり、設置から30年以上経過した公園が多数となり、同様の事象が多く発生し、その対応に苦慮しているところです。このような状況ですので、近年は老朽化した遊具の更新に注力しているところですが、今後は遊具以外の公園施設の整備について、検討してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 (屋根付休息所足元につきましては、平坦となるよう対応してまいります)	屋根付休息所の足元を平坦にする作業を実施いたしました。	建設部	都市計画課
5	岡田小	上柏田	37	行政区内かっぱ号の徐行運転を徹底する。	日頃より法令遵守の上、道路・交通状況等に応じて、安全運行に努めておりますが、行政区内の徐行運転を徹底することにより、渋滞の発生や運行の遅延のおそれがあり、また、その他交通の安全・円滑を図る観点から、徐行運転とはならないまでも、安全運転に配慮しつつ、一定のスピードで運行することは可能と考えます。 なお、危険な箇所などが発生する場合は、事業者申し入れてまいります。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とお同いです。	経営企画部	政策企画課
6	岡田小	上柏田	37	行政区内の市道4号線について大型車の通行禁止を徹底し、それに伴う看板を設置して頂きたい。	道路の交通規制は、茨城県警察(牛久警察署)が行っておりますことから、市において、地元行政区からの要望として、大型車の通行禁止についての規制警戒強化を牛久警察署に要望してまいります。	道路の交通規制につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。	市民部	地域安全課
7	岡田小	上柏田	37	横断歩道を標示して頂きたい	交通規制を伴う道路標示である横断歩道の設置は、茨城県警察(牛久警察署)が行っておりますことから、市において、行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望を提出いたします。	横断歩道の設置につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡しで提出しております。	市民部	地域安全課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	岡田小	中柏田	38	<p>牛久市と警察署のさらなる連携強化により、市民の交通安全と便利な生活を保障できないだろうか。</p> <p>・市内の数か所では、事故が原因でもないのに、毎日のように交通渋滞が生じ、不便と不安を感じている市民は多くいると思われる。</p> <p>だからと言って、警察署や市役所に進んで申し出る市民はなかなかいない。一人二人が申し出たとしても効果は少ないからであろう。そこで、苦情や事故が起きる前に率先して、市民が安全・安心・幸せを実感できるまちづくりを目指す牛久市と交通関係を管轄する警察署が連携し、市内の交通渋滞の要因を探り、渋滞解除の策を講じることに努めてほしい。既にそういった二者の連携に取り組んでいるならば例示してほしい。</p> <p>・交通渋滞箇所と要望の一例 場所：栄町5丁目交差点(ステーキ宮付近) 現状：県道272号とぶどう園通りの交差点にある信号機で、ぶどう園通り側の信号機には右折矢印信号がない。また、塚本産業GSと県道の間に側道があり、専用の信号機がある。変則的な交差点である。そのためか、ぶどう園通り側が渋滞になりやすいのでは。そして、つくば開成高校付近の坂下あたりで渋滞にはまると迂回できなくなる。さらに、ぶどう園通りは道幅も狭く、時間帯によっては、歩道や自転車で通学する高校生等も多く危険である。</p> <p>要望：単に右折矢印信号を設置すれば、渋滞解除になるかは、素人目では判断がつかない。そこで前述の市と警察署の連携した取り組みに期待するものである。</p>	<p>市では、牛久警察署と連携を図り、交通規制に関連する行政区等からの要望や情報を取りまとめの上、牛久警察署に提出し、市内における道路交通環境上の改善箇所についての情報共有行っております。特に牛久警察署の交通課とは、できる限り速やかに、交通安全強化・交通環境改善に取り組めるよう、密に情報共有を図っております。</p> <p>今後も、牛久警察署との更なる連携強化を図ってまいります。</p> <p>なお、右折矢印信号の設置につきましては、警察庁が示す「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針」により定められており、右折レーンの設置が必須となっております。当該要望の一例箇所につきましては、右折レーンを設けるだけの道路幅員がないのが現状であります。信号の設置は、全体の交通量のバランスを見て決定されていることについて、ご理解いただけますよう、よろしくお願いたします。</p>	<p>牛久警察署(特に交通規制等を管轄する交通課)と連携強化を図り、交通安全強化・交通環境改善を推進してまいります。</p> <p>交通規制連携強化につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡し提出しております。</p>	市民部	地域安全課
1	岡田小	下柏田	39	<p>【ゴミ集積所における不法投棄の対策】</p> <p>・区民以外の通りがかりの人等による、指定のゴミ出しルールを守らない方法での不法投棄が繰り返される問題の対策について検討をお願いしたい。</p> <p>例えば、防犯防災の観点より監視カメラ設置による強化と「監視カメラ作動中」の看板掲示による抑止強化を図るなど</p>	<p>集積所への不法投棄の事案は市内全域に及んでおり、監視カメラの常設は設置と維持管理に多大な費用がかかることもあり、現在のところ考えておりませんが、悪質な場合は警察に通報することも含め持ち運びできるセンサー式カメラの設置など、個別に対応しますので、廃棄物対策課に連絡をお願いします。また、廃棄物対策課で「不法投棄防止看板」の貸し出しをしておりますので、必要な場合は連絡をお願いします。</p>	<p>左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりました。</p>	環境経済部	廃棄物対策課
1	岡田小	松ヶ丘	41	<p>側溝の蓋がない所が多く、汚水・ゴミ等の苦情が多いので市の現地調査及び対応をお願いしたい。</p> <p>道路の道幅(4m以下)の狭い所が多いので側溝に蓋をすることで道幅の改善につながるのではないだろうか。</p>	<p>松ヶ丘団地につきましては、令和3年度より、老朽化した蓋なし側溝を蓋付き側溝に換える工事を実施しております。引き続き今年度も布設替え工事を7月上旬に発注予定ですので、交通規制等でご不便をお掛けして申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>次に蓋掛けにより、道幅の改善につながるかについては蓋付き側溝に交換した場合はアスファルトとの段差もなくなり側溝も歩行できるようになるため、車両とのすれ違いもスムーズになると考えられます。また、側溝の部分的な蓋掛けについては、隅切り部分や通学路の危険箇所などの場合は、応急的な応を実施しております。側溝内のゴミ等の堆積に関しては、お手数をかけますが道路整備課へ連絡いただき、職員が現地確認のうえ対応しております。</p>	<p>左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりました。</p>	建設部	道路整備課
1	岡田小	上太田	43	<p>以下該当場所にて、車一時停止なしでの優先道路側の車・自転車・歩行者が危険な場合がある</p> <p>・カントリーラインからの右折道路で夜道の判別がつかず危険な場所がある(かっぱ号の路線にもなっている)</p> <p>1上太田地区内口 一時停止線の引き直し、一時停止標識の設置要望口</p> <p>2上太田から結東方面行く際の三股路 女化方面からの一時停止線の引き直し、一時停止標識が木々等で見にくいための改善</p> <p>・要望 3カントリーラインから上太田地区への道路 龍ヶ崎方面からのカントリーラインで上太田方面で右折する道が夜はほとんど見え、危険街灯の設置、カントリーラインへ導入路をペイントにより識別等を要望</p>	<p>1【地域安全課】 既存で設置されている道路標示は、規制のない地点における停止の目安となる「指導停止線」となります。そのため、交通規制を伴う道路標識である「止まれ」標識の設置はございません。「指導停止線」の修繕につきましては、各行政区からの要望を取りまとめた上で、現地調査を実施し、自動車の通行状況等を確認しながら、修繕実施を検討してまいります。</p> <p>2【地域安全課】 交通規制を伴う道路標示である停止線や「止まれ」の道路標識の設置は、茨城県警察(牛久警察署)が行っておりますことから、市において、行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望を提出いたします。なお、令和6年6月20日に、「止まれ」の道路標識に支障がある樹木の剪定についての対応を、牛久警察署に依頼しております。</p> <p>3【道路整備課】 ご指摘のとおりカーブや坂道等により、交差点の視認性が低いことを確認しました。今後、路面標示や反射板等の対策を検討してまいります。</p>	<p>1【地域安全課】 「指導停止線」の修繕につきましては、現地調査を実施したうえで、今年度の修繕箇所として決定し、令和7年3月末までに修繕を実施いたします。</p> <p>2【地域安全課】 停止線や「止まれ」の道路標識の設置につきましては、令和6年8月30日に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。なお、その要望書は、市長が直接、牛久警察署長に手渡し提出しております。</p> <p>3【道路整備課】 反射板の設置を考えており、3月に施工の予定です。</p>	市民部 建設部	地域安全課 道路整備課
1	岡田小	岡見	44	<p>【国道408号線路面の痛みが有り大型車の通行により振動が発生、屋内でも振動が感じられ、時に安らかな生活が妨げられる状況であり、早急に改善を要望します】</p> <p>・この内容については令和元年度に要望した際の回答「国道なので管理が国道事務所なので市から要望を出すようにする」との事でした。その後工事が実施されていないと理解しているが、それから5年が経過しコロナが明けたことで昨年から通行量が増えている事や近年の猛暑でアスファルトが軟化し痛みがさらに進行している事が要因と思われます。特に信号機設置箇所の前後区間が酷いように感じます。国道の改修計画などの情報は入手できないでしょうか？</p>	<p>令和6年6月7日付で竜ヶ崎工事事務所長宛てに要望書を提出しました。国道の改修計画については竜ヶ崎工事事務所の工事担当に確認しましたが路線ごとの改修計画はないとの回答をいただいております。</p> <p>また、現道の 国道408号線だけでなく、都市計画が決定している(仮称)岡見バイパスの整備に向けて進めていただけるよう茨城県に要望してまいります。</p>	<p>左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおりました。</p>	建設部	道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
2	岡田小	岡見	44	<p>【市では「牛久シャトー」への支援を行っています。それは地域経済活性化が目的で有ると思うが、その効果が見えてこない感じが。今後どのような取り組みをしていくのか、そのようなプランがあるのならばお聞きしたい】</p> <p>・TV番組なので本当の所は分からないが、番組で取り上げられたスポットの放送後の訪問人数は非常に多くなるとの事である。</p> <p>SNSによる情報発信も有効な手段と思うが、やはりTVによる情報が即効性が有り一番有効ではないかと思えます。旅&グルメ番組に組み込まれるような働きかけやバスツアーコースを設定して頂く事も効果のある手法だと思えるのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>牛久シャトーへの支援は、牛久シャトーの所有者であるオエノンホールディングスが牛久シャトーの業績の悪化に伴い、平成30年末をもって飲食・物販事業からの撤退を表明したことから、市民の皆様をはじめとする多くの方の声に応える形で、引き続き牛久シャトーの営業形態を維持し、牛久シャトーへの観光客の激減による本市の経済や活力の低下を招来させないことを目的に、牛久シャトーの借上げと第3セクターによる飲食・物販事業継続といった支援策を講じました。しかしながら、飲食・物販事業の再スタートを切ろうとした矢先、コロナウイルス感染症が拡大し、飲食・物販の事業休止を余儀なくされ、支援効果が発揮できない状況が続いてしまいました。コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後も、円安やロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料や材料費の高騰など、コロナ禍前の状況とはかけ離れた経営環境の中、厳しい状況が続いているのが現状です。</p> <p>そのような中でも、牛久シャトーを会場に「牛久シャトー日本遺産フェスタ」をはじめとする様々なイベントを企画開催し、市内外から一人でも多くの方に牛久シャトーを訪れていただけるよう努力を重ねています。ご提案いただいたメディアでの取り上げについては、NHK水戸放送局の情報ニュース番組や旅&グルメ番組、NHKの朝ドラ「らんまん」や「有吉の壁」など、ドラマやバラエティ番組撮影にも使用いただいております。また、シャトー内で採れたブドウで醸造したワインやクラフトビールの製造などにおいても、メディアに取り上げていただいております。特に牛久シャトーのビール「うしくゆめかおりエール」は、昨年12月8日から10日にかけて行われたG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合の歓迎レセプションやワーキングディナーのドリンクメニューとして提供され、注目を集めているところです。</p> <p>以上のように、メディア等への露出も以前と比べかなり増えている状況ではあります。市内で唯一の国の重要文化財であり、牛久市のランドマークとして県内でも有数の観光拠点である牛久シャトーを、市外から訪れたお客様だけでなく、市民の皆様一人ひとりが営業マンになっていただけるように、市といたしましても環境改善に努めてまいりますので、市内外のお友達やご親戚の方々にも牛久シャトーを宣伝していただき、多くの方が訪れ賑わいのある牛久シャトーとなり、市内の経済活性化に寄与できるよう、皆様とともに新たな牛久シャトーの歩みを進めて参りたいと存じますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおとりです。</p>	環境経済部	未来創造課
3	岡田小	岡見	44	<p>【旧岡見保育所跡地の借地契約が解除されました。この跡地には一部市役所の所有地が有りますが、今後どのような目的に利用する計画が有るのであればお教え願いたい】</p> <p>・国道408号線か市道1073号線の入路路面に大きな凹みが2か所できていますので、砂利による補修をお願いします。</p>	<p>【都市計画課】 岡見保育所跡地については保育所の廃止後、公園として管理してまいりましたが、少子高齢化による利用者の減少に伴い、令和5年度をもって公園としての運用を中止し、借地契約を終了いたしました。 今後の利用につきましては、現在のところ白紙の状況であります。 なお、令和6年度にはフェンスの撤去、樹木の伐採・伐根を行い、所有者にお返しする前に除草作業を行う予定です。</p> <p>【道路整備課】 市道1073号線の碎石の凹みについては令和6年6月7日に補修を実施いたしました。</p>	<p>【都市計画課】 令和7年2月にフェンス撤去、伐根工事の発注を予定しております。 今後の利用につきましては、未定です。</p> <p>【道路整備課】 左欄に記載いたしました「意見に対する回答」とおとりです。</p>	建設部	都市計画課 道路整備課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
1	岡田小	第8岡見	45	<p>【空家対策について】</p> <p>日本中で昨今は空家が増えており、その対策が求められているとの報道がされているところです。私どもの自治会においても、空家が増えている状況が見られ始めており、今後、ますます加速度的に増えていくような条件(高齢な夫婦2人、独居)など亡くなったり、施設等に入るなどと考えられる。このまま進むと、空家の増加で自治会が成立しない状況やそれに伴う治安の悪化・不審火・野生動物(アライグマ・ハクビシン)による家屋の破損や作物の被害が想定されます。そこで市の対策と成果などをお聞きして住民の方に理解と協力を依頼したいと思います。</p> <p>1. 市では、空き家件数をどのような条件で把握していますか。もし、不適切な管理について対応はどのように行われているのかなど説明願います。</p> <p>2. 空家の適正な管理の判断基準について教えてください。</p> <p>3. 空家の有効活用について、例えば若い人を本市に定着してもらうための方策として、市が空家の斡旋やリフォームして安く貸出等を行うなど空家をなくすための具体的な施策の計画はありますか。</p> <p>4. 空家の防犯・防火対策について、住民としてはこれらのごとについて関係機関(警察・消防・市)情報交換をどのように行われているかお教え願います。</p> <p>5. 現在、第8岡見地区では月1回の地区内パトロールを行い重点的に空家を注視しております。自治会が協力できることがありますか。また、空家対策の情報交換(出前講座等)などがあれば住民の方も空家に対する準備や心構えできるかもしれません。</p>	<p>1. 市では毎年、上水道の水栓情報による空家実態調査を実施しています。おおよそ1年間間控されている建物等所有者へ管理についてのアンケートを実施し、空家等を把握しています。また、不適切な空家管理に対しては、職員にてパトロールを実施しておりますが行政区や市民からの情報等を基に、登記情報から所有者等を調査して、情報提供・助言・指導等を文書又は訪問等を行い、管理を促しております。</p> <p>2. 国の「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」(ガイドライン)を基に特定空家等の判断基準を作成して対応しています。また、令和5年12月に法律が一部改正され、管理不全空家等に対しても国からの基準等が示され、現在、管理不全空家等の対応基準を作成中でございます。牛久市では、個々に空家問題を考えていただくために「牛久市空家ガイドブック」を作成して、「しっかり管理しよう」においてセルフチェックシートを設けておりますのでご活用ください。市ホームページ(空家等対策)からダウンロードできます。</p> <p>3. 空家を若い世代の定住促進を促す地域資源ととらえて、平成29年9月から空家バンク制度の運用を行っており、令和2年10月からは、市内の空地(用途等による制限あり)へも拡大し「牛久市空家・空地バンク」の運用を実施しています。令和6年6月1日現在 物件登録数153件 成約件数85件です。</p> <p>4. 地域の空家等対策を計画的に進めるにあたり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定により「牛久市空家等対策協議会」を平成28年10月に設置しました。協議会の委員としては、弁護士、司法書士、宅地建物取引士、土地家屋調査士、建築士など専門の方のほか、牛久警察署、牛久消防署の方等にも参加して頂き、協議会の開催を通して意見交換、情報共有等を行っております。</p> <p>5. 行政区でのパトロール等ありがとうございます。行政区で協力できることについては、管理不全状態の空家等のご連絡をお願いします。早い段階での所有者への対応が解決への近道と考えております。また、空家になる前に皆さんに空家等対策を考えていただくものとして、出前講座等も実施していますのでご活用ください。</p>	<p>行政区内で1物件の相続権者等不存在物件が調査等により発見したため、今後管理不全空家等になることが危惧されることから、令和7年1月22日に水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に対して、「空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項」に基づく相続財産清算人選任申立てを行いました。</p>	建設部	空家対策課
1	岡田小	上池台	46	<p>【「空き家」に関する問題】</p> <p>「空き家」問題は、日本全国で深刻な社会課題となっています。国土交通省が全国の空き家数を調査している住宅・土地統計調査が、2024年(令和6年)4月に公開された最新の調査結果によると、全国の空き家の総数は、約900万戸(899.5万戸)となり、過去最多になったとのことです。なお、茨城県の空き家数は、196,700戸で空き家率は、14.14%で、また、その他の空き家(放置空き家)数は、93,400戸で、その他の空き家は、6.7%とのことです。では、牛久市内の空き家数は、2024年4月の統計データは、いまだに公開されていませんが、国・県等では公開済みです。市も早くホームページに公開して下さいますようお願い致します。2024年4月の統計調査で実際どのように推移しているかが大変気になるところでありますが、2018年(平成30年)度を実施した住宅・土地統計調査では、居住住宅総数は、37,710戸で空家等の総数は4,220戸と、空き家率はなっています。</p> <p>私共、上池台行政区においては、市建設部空家対策課から配布された資料によりますと 2020年(令和2年)12月公開、管理不全物件=7件・適正管理物件=27件 2022年(令和4年)3月公開、管理不全物件=4件・適正管理物件=26件 2023年(令和5年)3月公開、管理不全物件=4件・適正管理物件=28件 2024年(令和6年)2月公開、管理不全物件=8件・適正管理物件=25件 ◎2022年(令和4年)2月に、岡見町2731番地101管理不全物件、略式代執行により解体。 ◎2024年(令和6年)中に、岡見町上池台2733番地103、2733番地104の管理不全物件、略式代執行により、解体して頂くことになったようです。対応して頂きありがとうございます。また、空き家等の定義に合致しない物件、火災により廃墟になっている3物件も今年度から管理不全物件として取り扱いをして頂きましたこと、誠にありがとうございます。いまだに、多くの管理不全物件がひどい状態にあります。早期の対応を宜しくお願い致します。</p> <p>※空き家の定義に関する解釈は非常に難しく困難ではありますが、市空き家対策課から配布されている資料に記載されていない物件、すなわち人が住んで居ない空家物件が、上池台行政区に約20件近くあります。住所と以前お住いの方の氏名等を提出しますので果たして、空き家に該当するのかご確認して下さいようお願いいたします。</p>	<p>住宅・土地統計調査は、5年ごとに実施される国の統計調査で、住宅、居住状況、保有土地の実態及び空家等の現状について調査・集計されております。2023年(令和5年)10月1日現在で実施した調査の結果については、2024年(令和6年)4月に速報集計が公表されておりますが、公表内容の中には市町村別の空家件数は含まれておりません。</p> <p>総務省の報道資料によりますと、市町村別のデータを含む確定値は本年9月頃公表の予定となっておりますので、牛久市内の空家等の状況については、確定値の公表後、今後改定を予定している、「牛久市空家等対策計画」の中で掲載していく予定です。</p> <p>市から提供している地域ごとの空家等の状況については、市で把握しているものと、行政区等の地域で把握しているものとの情報を共有し、空家等の早期発見、管理不全空家等の改善・解決を図るものとしております。</p> <p>ご質問のとおり、岡見町2733番地103、104の物件は、6月25日に市による略式代執行を実施しております。しかしながら、土地・家屋(空家等)の管理義務は、基本的に所有者・管理者又は相続権者が対応するものであり、今般の火災により焼失した跡地等の対応も同様であります。現在、上池台行政区内の火災等3物件の対応については、令和3年に発生した物件は、6月議会で補正予算が認められ、今後、所有者相続権者不存在物件として略式代執行を実施いたします。</p> <p>残りの2物件では、1物件は所有者及び相続権者等がまだすべて特定されていないため調査中でございます。また、残りの1物件は、所有者等が確定されているため、直接所有者・相続者へ文書又は訪問等での対応を実施しております。</p>	<p>2024年(令和6年)9月25日において、牛久市の空き家数は3,880件と公表されました。岡見町2733番地103、104の物件につきましては、6月25日に市による略式代執行を実施し更地としております。その後、民法の相続財産清算制度を活用して水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に申立てをしてしております。</p> <p>また、岡見町2731番地2の火災跡地につきましては、令和7年2月10日に略式代執行を執行し、現在作業を実施しております。</p> <p>※調査をした結果、13件は空家(適正管理)、7件は何らかの形で利用または使用しています。</p>	建設部 経営企画部	空家対策課 政策企画課

令和6年度タウンミーティング意見・回答及び進捗状況 一覧（岡田小学校区）

ID	小学校区	行政区名	行政区番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和7年1月31日時点)	担当部	担当課
2	岡田小	上池台	46	<p>【選挙当日投票所時間の繰り上げ実施について】</p> <p>昨年度も意見書で提出させて頂きました件です。岡田小学校区タウンミーティングに意見書を提出し意見交換が行われた。その後9月10日(日)牛久市長選挙が行われました。岡田小学校体育館投票所に、市の選挙管理委員会管理職員の方が視察に来られ20分位見学されていきました。なお、当日に過去に経験したことがなかった午後の休憩時間を設けて頂き、30分程度小学校の教室を用意して頂き休息させて頂きました。つかの間の休憩でしたがリフレッシュが出来てとても助かりました。ありがとうございました。</p> <p>選挙は、現在のところ予定がなく、ただし、衆議院議員は、任期満了前に解散することが多く、何時選挙が行われるかわかりません。でも来年2025年(令和7年)には、衆議院議員通常選挙・茨城県知事選挙・茨城県議会議員補欠選挙・衆議院議員総選挙(今年解散がない場合)が行われます。昨年意見書で提出しました。選挙当日投票時間の繰り上げについて、是非是非前向きにご検討して頂き、実施して下さいますようお願い致します。</p>	<p>2023年(令和5年)9月10日の牛久市長選挙では、4つの小学校体育館投票所において、熱中症予防の一環として、エアコンのある場所で30分ほど休憩時間を設けさせていただきました。</p> <p>当日投票所の繰り上げについてですが、公職選挙法第40条において、投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じると規定されております。ただし、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、繰り上げることができるかとされています。なお、茨城県選挙管理委員会より、経費の節減や投票所事務従事者の負担軽減等、選挙人の投票の支障の有無と関係のない事由を「特別の事情」と解すことはできないとの見解が出されています。</p> <p>2022年の参議院議員通常選挙における各都道府県の繰り上げ状況については、神奈川県と大阪府は全投票所で午後8時までを維持し、千葉県1.3%、東京都1.4%、埼玉県2.1%、兵庫県2.9%、愛知県3.8%と都市部では繰り上げ率は低くなっております。他方で、一部の県では繰り上げが進んでおり、全国でも繰り上げ率の高い茨城県は96.7%となっております。</p> <p>直近の選挙では、2023年(令和5年)4月23日の牛久市議会議員一般選挙における当日投票の18:00~20:00の投票者は2,172人、2023年(令和5年)9月10日の牛久市長選挙における当日投票の18:00~20:00の投票者は2,692人でした。</p> <p>このように、午後6時以降に一定数の投票者が存在することを考慮し、選挙管理委員会では、投票時間を公職選挙法に規定されている午後8時までとしております。一方で長時間投票業務に携わる立会人に負担が生じている現状も理解していますので、投票時間の短縮のみに限らず、負担軽減の方法について、選挙管理委員会において慎重な検討が必要であると考えております。</p>	<p>令和6年10月に執行した衆議院議員総選挙は、議会解散から選挙期日まで1か月程度であったことから、選挙管理委員会において、投票時間繰り上げについて議論する時間はありませんでした。</p>	総務部	総務課